

IASB：公正価値測定・教育マテリアル（非上場株式）

- IASB は、IFRS13(公正価値測定)の教育マテリアルのうち「非上場株式」に関するスタッフ・ドラフトを、10月18日にWeb Post¹した。
- 今回のWeb Post は、「コメントを求めるものではない。関係者がマテリアルに習熟するための情報提供が目的」とされている。
- Web Post は11月末までで、その後、12月に最終化される予定。
- 本マテリアルは、強制力はなく(non-authoritative)、IASBによって承認されたものではないとされている。
- 内容は、評価専門家へも意見を求めて作成されており、非上場株式の公正価値測定に関する、設例を含んだガイダンスとなっている。
- 本章が定めるガイダンスは、IFRSが定める重要性（IAS8，IAS1）の文脈のなかで考慮されるべきであるとされている。

1. 教育マテリアル作成プロジェクトの概要

- 1) 2011年10月のIASBボード会議で、IFRS第13号の教育マテリアルを作成することを決定した。これは、新興国グループから、公正価値測定実務の運用への懸念が寄せられていたことに対応するものである。
- 2) 同会議ではトピックとして以下が例示されたが、現在、作業が進行しているのは本件「非上場株式」だけである。

「主要な（最も有利な）市場の識別」「秩序のない取引の特定方法」「市場参加者の識別」「最有効使用」「生物」「売却又は使用に制限のある資産」「**非上場株式**」「ビッド・アスクに基づく公正価値の決定」「金融商品の信用リスク調整」「観察可能インプットの使用」「観察不能インプットの使用」
- 3) 本件は、昨年秋のIFRS第9号の限定的修正の対象範囲の議論の際に、「IFRS9の非上場株式を公正価値測定するという処理を見直さない」と意思決定したことに対し、測定実務の観点からこれを補強するためのものである。
- 4) IASBは、マテリアル作成にあたって評価専門家の意見を取り入れるために、評価専門家グループを組成した。日本からも評価専門家も参加し、非上場株式を担当している。
- 5) また、FASBのスタッフからも情報提供を受けている。
- 6) 今回のWeb Post は、「コメントを求めるものではない。関係者がマテリアルに習熟するための情報提供が目的」とされている。
- 7) 本マテリアルは、IASBの正式な手続きを経て承認されるものではなく、強制力があるものではない(non-authoritative)とされている。

¹<http://www.ifrs.org/Use-around-the-world/Education/FVM/Pages/Educational-material-FVM-Unquoted-equity-instruments.aspx>

2. 非上場株式 Web Post 版の内容

1) 概要（全体で 68 頁）

- 記述された評価方法はいずれも評価理論を考慮した内容であり、設例を交えたガイダンスとなっている。
- 非上場株式の公正価値評価に使用される評価手法として、「マーケットアプローチ」、「インカムアプローチ」及び「修正純資産方式」の内容を紹介している。
- 評価手法の一般的な説明に加え、「市場参加者の視点」、「観察可能インプットの使用」など、IFRS 第 13 号の基本的なコンセプトと平仄がとられている。
- 新興国に配慮して、「情報が制限されている状況での公正価値測定」、「先進国のデータを引用する際の先進国と新興国との差異調整」等が記載されている。
- 設例が 24 例掲載されており、本文の記述内容を数値例等でも確認できる構成となっている。「比較可能会社倍率の選定」、「支配権プレミアムの調整方法」、「WACC の計算方法」、「修正純資産方式の適用例」など主要な論点はほぼ網羅されている。計算方法だけでなく、評価方法選定や各種調整にあたっての考え方なども記載されている。

2) ASBJ 及び日本の評価専門家からの意見発信

ASBJ は、日本からの評価専門家と連携して、本マテリアルの作成に関与してきた。

ASBJ 及び日本の評価専門家からの意見発信	Web Post 版の内容
実務のガイドラインとして、「本マテリアルは重要性のないものに適用される必要はない」旨を改めて明記すべし。	「このガイダンスは、・・IFRS が定義する重要性の文脈のなかで考慮されるべきである」と明記されている。重要性に関して IAS8 及び IAS1 が参照されている。（第 11 項）
評価手法として純資産法も例示すべし。	評価手法（技法）として修正純資産方式の記載が追加された。（第 115 項-119 項）

3. 今後の対応（IASB によると、Web Post は 11 月末までで、12 月に最終化する予定とのこと）

- 1) 今回のドラフトは、「コメントは求めない」とされている。
- 2) 記述された評価方法はいずれも評価理論を考慮した内容であり、設例を交えたガイダンスとなっている。
- 3) 現在までのレビューでは、ドラフトの枠組みに特段の Fatal Flaw は見当たらない。
- 4) 従って、現段階では、コメントの提出は不要と考える。今後、さらなるレビューの過程でお気付きの（コメントすべき）点があれば申し出いただきたい。

以 上